

野焼きのルールと注意点

（野焼きとは、家庭や仕事（農業を含む）で出たごみを野外で焼却する行為のことです。）

原則、野焼きは法律で禁止されていますが、一部例外によって認められていますものもあります。ただし、例外であっても近隣住民の迷惑となる場所や苦情が寄せられた場合には、中止をお願いすることもあります。

野焼きを行う際は、菊川市消防署への届出が必要です。この届出は、行為を許可するものではなく、野焼きの目的や責任者、内容などを把握し、万が一の際に消防活動をスムーズに行うためのものです。

届出の様式は市ホームページからダウンロードできるほか、電子申請や電話での届出または申請が可能です。



▲市ホームページ



▲電子申請フォーム

例外として認められている行為

農業のためのわらの焼却
キャンプファイヤー
どんど焼き など



火の燃え広がりを防ぐために、火を付ける場所以外に事前に水をまくのも効果的！



消火用の水を十分に準備する



たき火や火入れは複数人で行う



乾燥・強風の日は火を使わない



たばこの投げ捨て火遊びは絶対にしない



使用後は完全に消火する



火から目を離さない

林野火災は、ほんのわずかな油断でも発生します。屋外での火の取扱いの際には、次の表の点に十分注意しましょう。

特に消火用の水の準備は重要です。屋外での火の使用の際は、その規模に応じた水を十分に準備しておきましょう。

また、林野火災注意報や林野火災警報が発令されていないときでも、乾燥しているとき（予想されるとき）には、屋外での火の使用を中止することも重要です。

林野火災を防ぐポイント

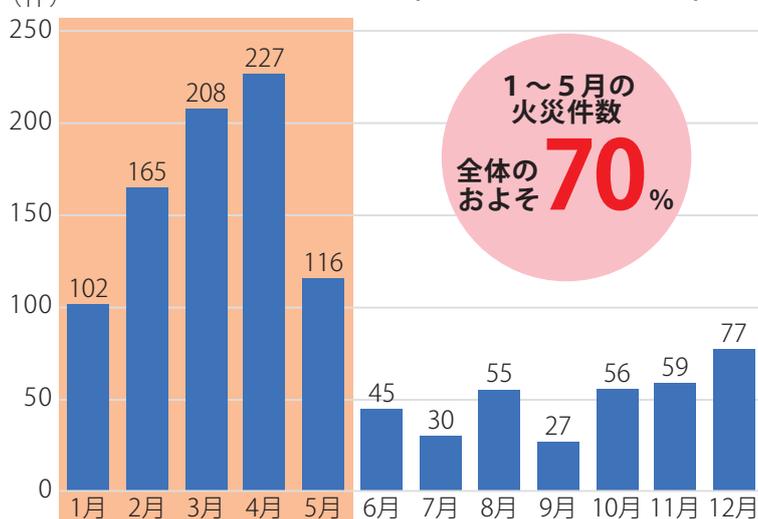
Topics 数字で見る火災

1月から5月は林野火災が多く発生する季節

林野火災は、年間を通じて発生していますが、年明けから大きく増え始め、特に1月から5月にかけての時期に多く発生する傾向があります。この時期は、降水量が少なく、空気が乾燥し、強風が吹くという、火災が発生しやすい気象条件が重なっていることが一因と考えられています。

実際に、令和2年から令和6年の全国の月別出火件数の平均を見ても、出火件数のおよそ7割が1月から5月に集中しています。

林野火災の月別出火件数(令和2年～6年の平均)



消防庁統計資料に基づいて作成